

消費税の軽減税率制度に関する 説明会開催のご案内

北見税務署・北見商工会議所では、平成31年10月より実施される、消費税の軽減税率制度についての説明会を開催することになりました。

取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理への対応など、多くの事業者の方において、制度の実施に向けた準備が必要となりますので、この機会にぜひ説明会にご参加ください。

《説明内容》

- ① 軽減税率制度（対象品目・帳簿・請求書等の記載方法など）の概要

説明：北見税務署 担当官

- ② 軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について

説明：北見商工会議所 担当職員

【開催日時】平成29年11月21日（火） 14時～15時

【会場】北見経済センター 2階会議室（北見市北3条東1丁目2番地）

【定員】50名

【申込み】11月7日（火）までに下記申込書にご記入のうえ
FAX（22-2282）にてお申込みください。

主催 北見税務署・北見商工会議所

《お問合せ先》

北見商工会議所 地域振興部 担当 安藤

電話 0157-23-4111

「消費税の軽減税率制度に関する説明会」参加申込書

申込日 平成29年 月 日

北見商工会議所 行 FAX：0157-22-2282

事業所名		T E L	
住 所		F A X	
参加者氏名		参加者氏名	

※ご記入頂いた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります